

第 5 期阿蘇市障がい福祉計画
第 1 期阿蘇市障がい児福祉計画

～素案～

平成30年1月

阿 蘇 市

阿蘇市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が寄せられています。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある方やそのご家族の皆さんの思いを大切に、これまでの「阿蘇市障がい者福祉計画」や「阿蘇市障がい福祉計画」では「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおりの表記とします。

(例：障害者自立支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害基礎年金、熊本県身体障害者能力開発センター、障害物の除去など)。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	1
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の対象者	5
6. 計画の期間	5
7. 障がい者計画との関係	6
8. 計画策定体制	6
9. 住民参加の方法	7
第2章 平成32年度の数値目標	9
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	9
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3. 地域生活支援拠点等の整備	10
4. 福祉施設から一般就労への移行等	11
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	11
第3章 障害福祉サービスの必要量見込み	13
1. 訪問系サービスの見込量	13
2. 日中活動系サービスの見込量	16
3. 居住系サービスの見込量	26
4. 相談支援の見込量	29
5. 障害児通所支援の見込量	32
6. 障害児相談支援等の見込量	37
7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	38
第4章 地域生活支援事業等の必要量見込み	39
第5章 サービス見込量等確保のための方策	42
第6章 計画の推進	44

第 7 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

第 5 期阿蘇市障がい福祉計画及び第 1 期阿蘇市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、平成 30 年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障がい児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障がいのある方の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援等」の各種サービスを計画的に確保することを目的とした計画です。

策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号：平成 29 年 3 月 31 日改正、以下「国の基本指針」という。）に即し、本市における障がいのある方の現況やニーズ等を踏まえ、数値目標の設定やサービス需要の見込み量の算出を行います。

計画期間は、平成 30 年度を初年度とし平成 32 年度を最終年度として設定し、これまでの第 4 期阿蘇市障がい福祉計画の基本的な考え方を踏襲し策定するものです。

2. 計画の基本理念

本計画は、障害者基本法並びに熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて「阿蘇市障がい者計画」に掲げる「障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現」という基本理念を共有します。

**障がいがあってもなくても、
互いに人格と個性を尊重し、
ともに歩む社会の実現**

また、以下の2つの基本原則（障害者基本法第3条、同第4条に規定）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、共生社会の実現に向け、障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいのある人が、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- 障がいのある人が、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らすことができるようにします。
- 障がいのある人が、言語やその他のコミュニケーション手段（点字、手話、要約筆記、筆談）を選べるようにします。

② 差別のない安心して暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくれます。
- 社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいる場合、障がいのない人と同じように社会生活を送れるような環境づくりに取り組みます。

3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

- ①希望する障がい者等へ必要とされる訪問系、日中活動系サービスを保障
 - ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。
 - ・日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス等）の充実を図り、必要な日中活動系サービスを保障します。
- ②グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等を整備し、入所等から地域生活への移行を推進
 - ・地域における居住の場としてグループホーム（共同生活援助を行う住居）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設の入所又は病院の入院）から地域生活への移行を進めます。
- ③福祉施設から一般就労への移行等を推進
 - ・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(2) 相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の整備と特定相談支援事業所の充実
 - ・障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障害福祉サービスの利用を支える相談支援体制の充実を図ります。
- ②地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
 - ・施設や病院から退所・退院する障がいのある人が、地域での生活に移行するために必要な相談等の支援や、移行した人を対象とした連絡及び緊急事態等の相談体制等の充実を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

- ①乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築します。
 - ・児童福祉法及び子ども・子育て支援法を踏まえ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築します。

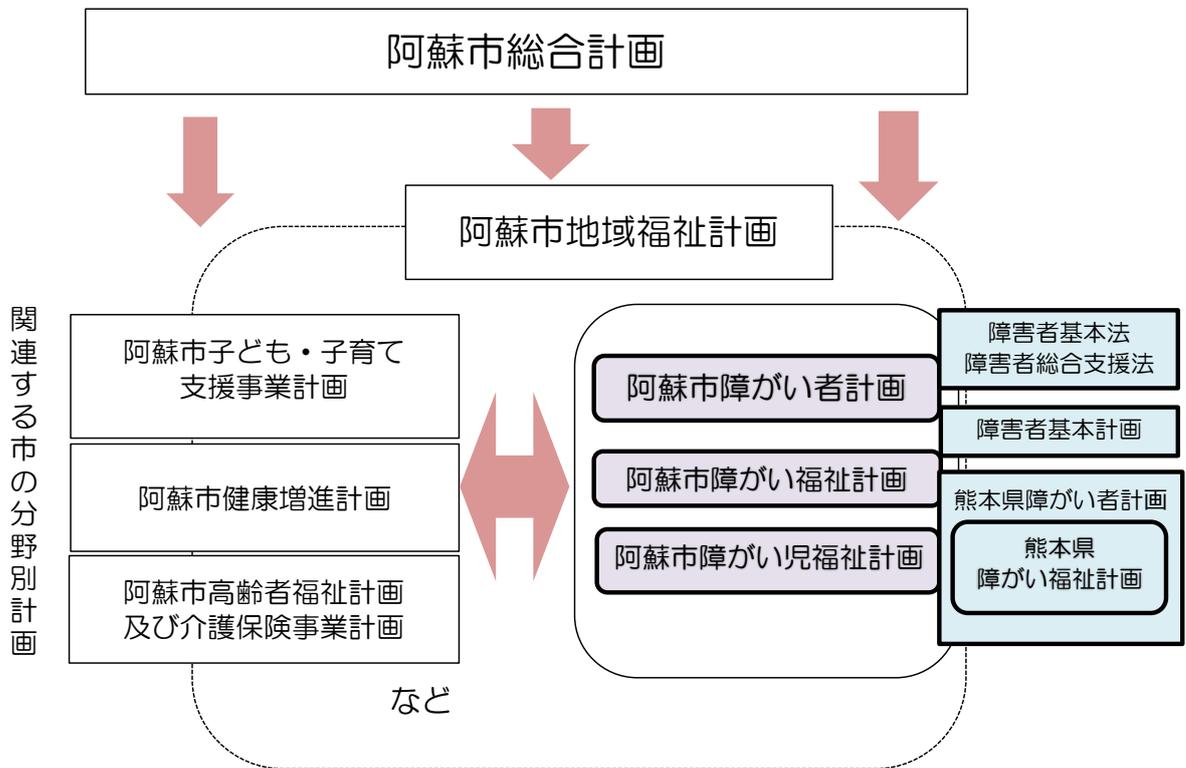
4. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「阿蘇市総合計画」及び「阿蘇市障がい者計画」をはじめ、「阿蘇市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合性を考慮のうえ策定します。



5. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、以下の方々です。

- 障害者総合支援法に規定された，身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み，知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- 「障がい児」とは，児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

6. 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度の3年間です。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障がい者福祉計画 (H24～29)						障がい者計画 (H30～H35)					
障がい福祉計画 第3期(H24～26)			障がい福祉計画 第4期(H27～29)			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (H30～32)					

7. 障がい者計画との関係

この計画は、阿蘇市障がい者計画との整合性を図った計画です。障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく障がい者施策の基本的方向について定める計画であり、本市では6年間で1期として策定します。

この障がい者計画と本計画（障がい福祉計画、障がい児福祉計画）の性格と内容は、以下の表のとおりです。

	障害者基本計画 (市町村障害者計画)	障害福祉計画 (市町村障害福祉計画)	障害児福祉計画 (市町村障害児福祉計画)
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障がい福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画(計画期間は3年)	障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画(計画期間は3年)
根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第88条第1項)	児童福祉法(第33条の20第1項)
国	障害者基本計画(第3次) 計画期間:H25年度~H29年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年三月三十一日告示)	
県	熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」 第5期計画期間:H27年度~H32年度	熊本県障がい福祉計画 第4期計画期間:H27年度~H29年度	平成30年度から策定
市	阿蘇市障がい者福祉計画 計画期間:H24年度~H29年度	阿蘇市障がい福祉計画 第4期計画期間:H27年度~H29年度	平成30年度から策定

8. 計画策定体制

本市における計画策定体制は、事務局（福祉課）が各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それに基づいて策定委員会に提出する計画案等を作成します。

策定委員会は、保健・医療・福祉関係者、各種団体の長、市民代表等により構成し、事務局が作成した計画案等について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定します。

9. 住民参加の方法

(1) 障がい者対象アンケート調査

①調査目的

阿蘇市障がい者計画を策定するにあたって、本市内の障がいのある人の意識や意向、状況を把握し、計画策定や施策、取組みの立案に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

障害者手帳所持者の中から 1,000 人を無作為抽出しました。

③調査項目

■客観的な状況の把握

- 人口統計学的要因
 - ・性別、年齢
- 障がいの程度及び家族の状況
 - ・障害者手帳の等級、難病・発達障がい・高次脳機能障がいの有無、日常生活動作の介護度、主な介助者（続柄・性別・年代・健康状態）

■日常生活での行動と主観的なニーズ

- ・住まいや暮らし、外出の頻度、就労状況や日中の過ごし方、余暇活動や社会活動、保育や教育、災害時のニーズ、権利擁護、福祉サービスの利用状況、相談相手と相談機関、行政の取組み

④調査方法、調査期間

- 調査方法：郵送法
- 調査期間：平成 29 年 10 月 10 日～10 月 25 日

⑤回収数・回収率

- ・495 件（有効回収率 49.5%）

(2) パブリックコメント（意見公募手続き）

①調査目的

阿蘇市障がい者計画を策定するにあたり、市民から意見や提案を募集することを目的に実施しました。

②実施方法、実施期間

■実施方法

- 市ホームページに掲載するほか、本庁福祉課及び支所で計画（案）の閲覧ができるようにしました。

■実施期間

- 平成 30 年■月■日～■月■日

第 2 章 平成32年度の数値目標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の施設入所者数※を基準として、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

<国の基本指針>

- ・平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
- ・平成 28 年度末時点の施設入所者数から、平成 32 年度末までに 2%以上削減することを基本とする。

※第 4 期障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加える必要がある。

<阿蘇市の目標>

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	7 人	国の基本指針に基づき、平成 28 年度末時点の施設入所者（72 人）の 9%以上（7 人以上）が、平成 32 年度末までに地域生活に移行することを目指す。
施設入所者の減少数	2 人	国の基本指針に基づき、平成 28 年度末時点の施設入所者（72 人）の 2%以上（2 人以上）を平成 32 年度末までに削減することを目指す。

※「施設入所者」…施設入所の支給決定を受け、市内外の施設に入所している人を指します。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域移行、地域定着を推進し、地域で精神障がいのある人を支える環境を整備するため、平成 32 年度までの目標値として、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に関する目標を設定します。

<国の基本指針>

- 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても可。

<阿蘇市の目標>

項目	目標値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	阿蘇圏域で検討し、平成 32 年度末までに協議の場を設置する。

3. 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組みます。具体的な取り組みは、国から示される方針や、本市の課題等を整理したうえで検討します。

<国の基本指針>

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）の整備について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

<阿蘇市の目標>

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	阿蘇圏域で検討し、平成 32 年度末までに面的整備型により圏域に1カ所整備する。機能としては、土曜又は日曜の相談支援体制、緊急時の受入・対応が出来るよう検討する。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数や、就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率（新規）も設定します。

<国の基本指針>

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

<阿蘇市の目標>

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	3人	平成28年度における一般就労への移行実績（2人）の1.5倍以上（3人）を目指す。
就労移行支援事業の利用者数	6人	平成28年度末時点における利用者（5人）の2割以上（1人）増加を目指す。
就労定着支援事業の利用を開始した時点から1年以上職場定着した利用者の数	1人	国の基本指針に基づき、31年度と32年度のいずれも1人（1人の利用者の100%）を設定。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する平成32年度末までの目標値として、児童発達支援センターの設置（新規）、保育所等訪問支援を実施できる体制の構築（新規）、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（新規）に関する目標を設定します。また、平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（新規）に関する目標を設定します。

<国の基本指針>

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。圏域での設置も可。
- 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。圏域での設置も可。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

<阿蘇市の目標>

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	阿蘇圏域に1カ所の設置を目指す。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	5カ所	現在、阿蘇圏域5カ所で、サービスを提供ができる体制が整っている。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	阿蘇圏域に1カ所の設置を目指す。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所	地域療育ネットワーク会議の枠組みを活用し、阿蘇圏域に1カ所設置を目指す。

第 3 章 障害福祉サービスの必要量見込み

障害福祉サービスの必要見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、事業所への調査等により見込量を算出することとしています。

1. 訪問系サービスの見込量

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行うサービス
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行うサービス
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行う

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

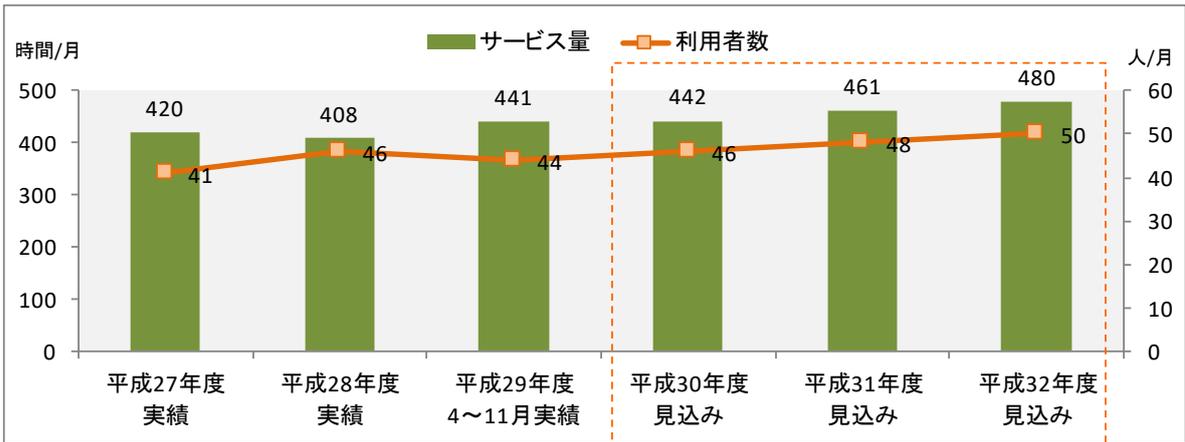
【居宅介護】 第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）3ヶ年の実績の増減から年2人増加ペースとして設定する。
- ・（時間）過去3ヶ年の実績平均9.6時間で設定する。

■「居宅介護」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	41	46	44	46	48	50
サービス量	時間/月	420	408	441	442	461	480

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



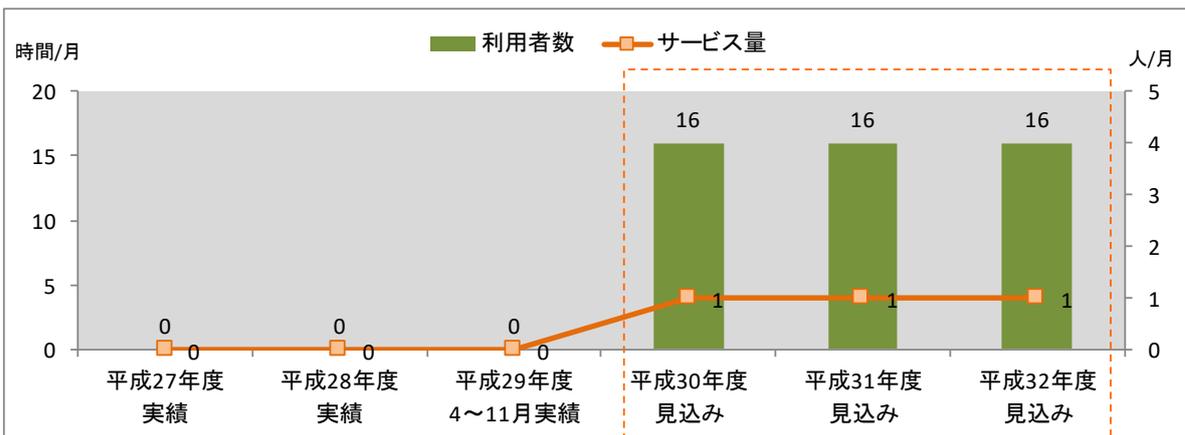
【重度訪問介護】 第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）これまで実績はないが、障がい福祉計画策定時のニーズ調査で利用意向があることから、1人の利用を見込む。
- ・（時間）週1回4時間×4週で見込む。

■「重度訪問介護」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	16	16	16

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



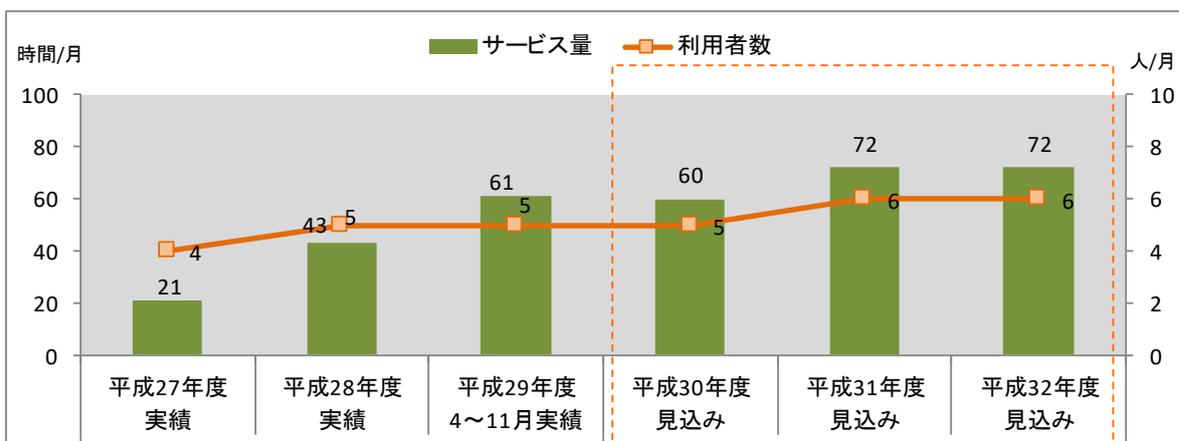
【同行援護】 第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）3ヶ年の実績の増減から年0.5人増加ペースとして設定する。
- ・（時間）一人一月あたりの利用時間を12時間で設定する。

■「同行援護」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	4	5	5	5	6	6
サービス量	時間/月	21	43	61	60	72	72

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



【行動援護及び重度障害者等包括支援】 第5期計画の見込量における推計方法

- ・利用実績が皆無であることから、利用見込みなし。

■「行動援護」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間/月	0	0	0	0	0	0

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

■「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間/月	0	0	0	0	0	0

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

2. 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービス の概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う。
-------------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

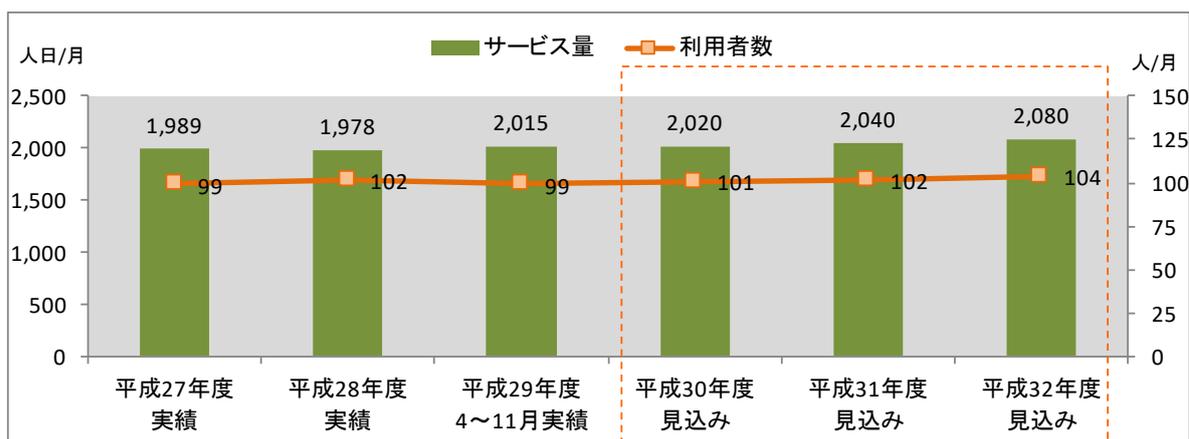
- ・（人）3ヶ年の実績の増減から年1～2人増加ペースとして設定する。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から一人当たり20日で設定する。

※特別支援学校卒業生、H32年度に1名の利用を見込む。

「生活介護」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	99	102	99	101	102	104
サービス量	人日/月	1,989	1,978	2,015	2,020	2,040	2,080

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

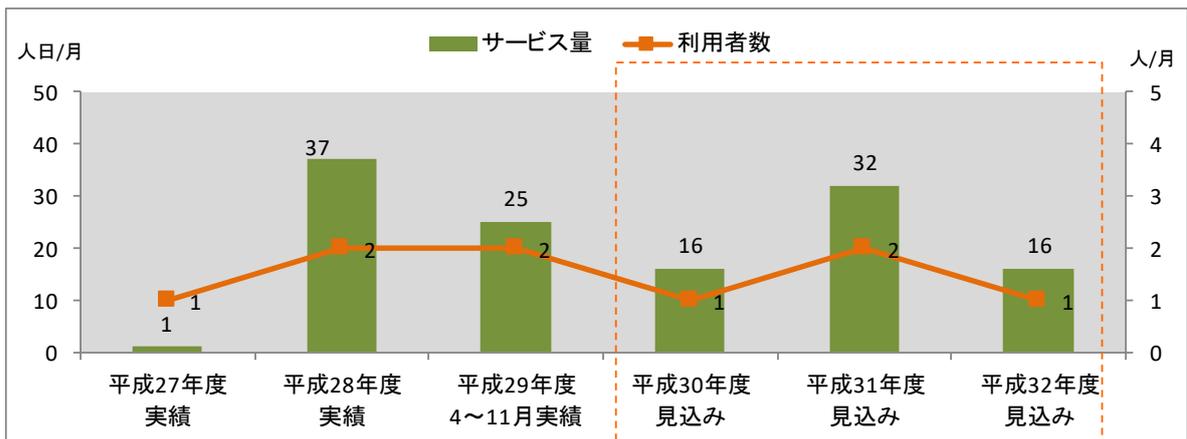
- ・（人）3ヶ年の実績から年1～2人の利用を見込む。
- ・（人日分）2ヶ年の実績平均から一人当たり16日で設定する。

※平成27年度までは、利用実績なし。

「自立訓練（機能訓練）」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	1	2	2	1	2	1
サービス量	人日/月	1	37	25	16	32	16

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者のうち地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び利用量の見込を設定する。

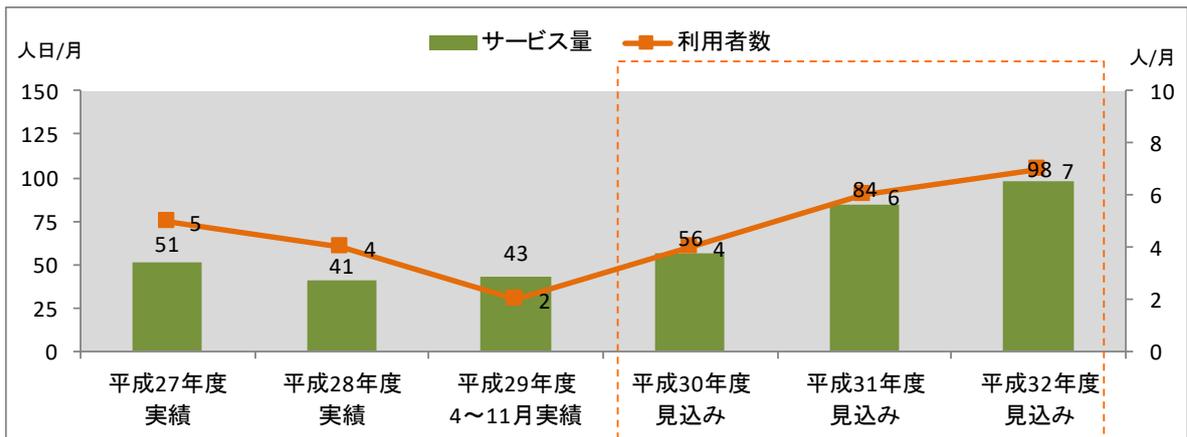
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）3ヶ年の実績を基に、地域生活移行者など新規の伸びを見込む。
- ・（人日分）3ヶ年の実績平均から一人当たり14日で設定

「自立訓練（生活訓練）」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	5	4	2	4	6	7
サービス量	人日/月	51	41	43	56	84	98

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(4) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

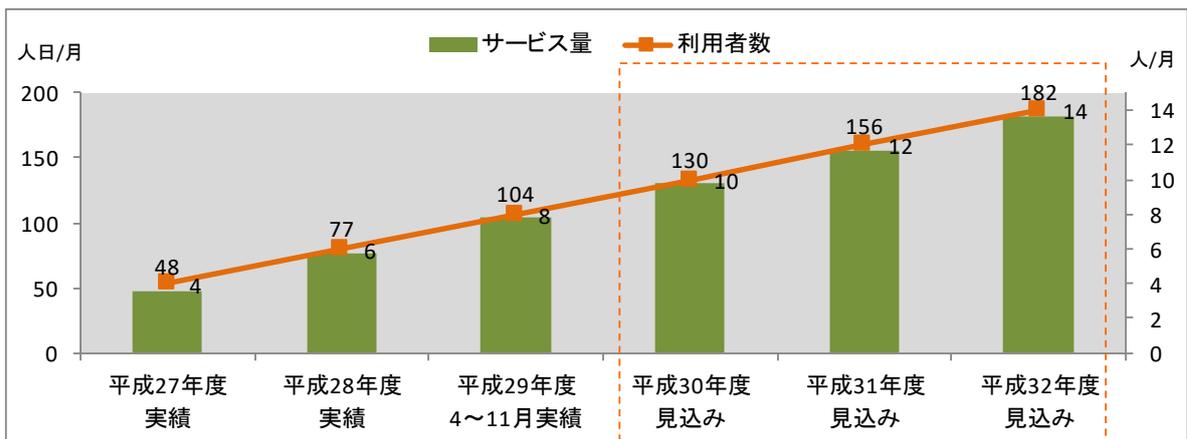
- ・（人）3ヶ年の実績を基に、新規の伸びを見込む。
- ・（人日分）3ヶ年の実績平均から一人当たり13日で設定する。

※第5期数値目標：H28年度末から2割以上増加

「就労移行支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	4	6	8	10	12	14
サービス量	人日/月	48	77	104	130	156	182

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(5) 就労継続支援（A型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う。</p>
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

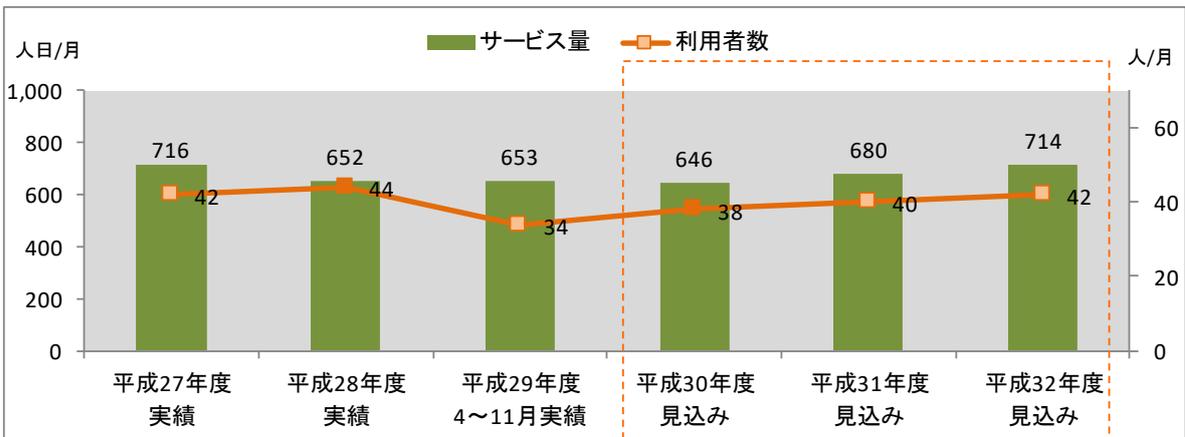
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）3ヶ年の実績を基に、新規の伸びを見込む。
 - ・（人日分）3ヶ年の実績平均から一人当たり17日で設定する。
- ※特別支援学校卒業生、毎年度、1名ずつの利用を見込む。

「就労継続支援（A型）」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	42	44	34	38	40	42
サービス量	人日/月	716	652	653	646	680	714

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(6) 就労継続支援（B型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※B型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行う（雇用契約は締結しない）。</p>
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

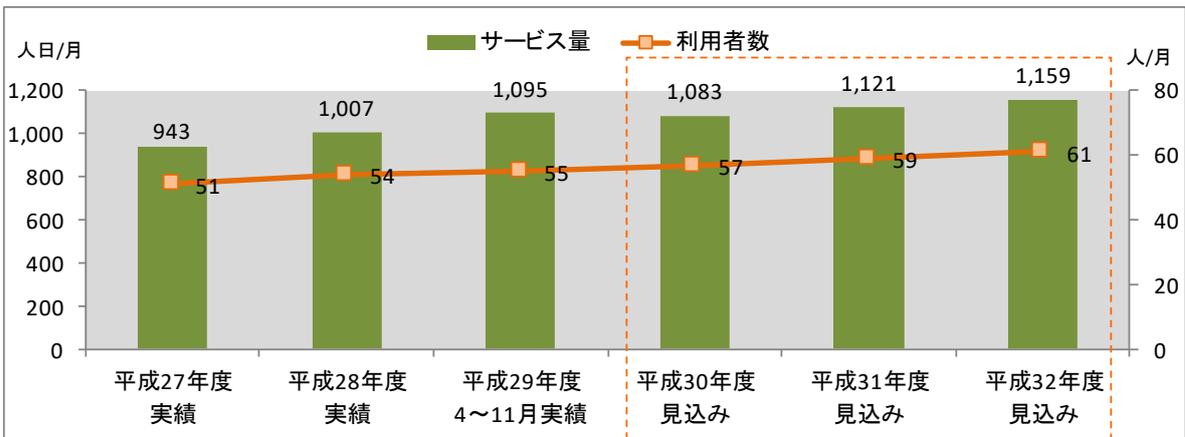
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）3ヶ年の実績の増減から年2人増加ペースとして設定する。
- ・（人日分）3ヶ年の実績平均から一人当たり19日で設定する。

「就労継続支援（B型）」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	51	54	55	57	59	61
サービス量	人日/月	943	1,007	1,095	1,083	1,121	1,159

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(7) 就労定着支援

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行う。 ※平成30年度から新設されるサービス
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

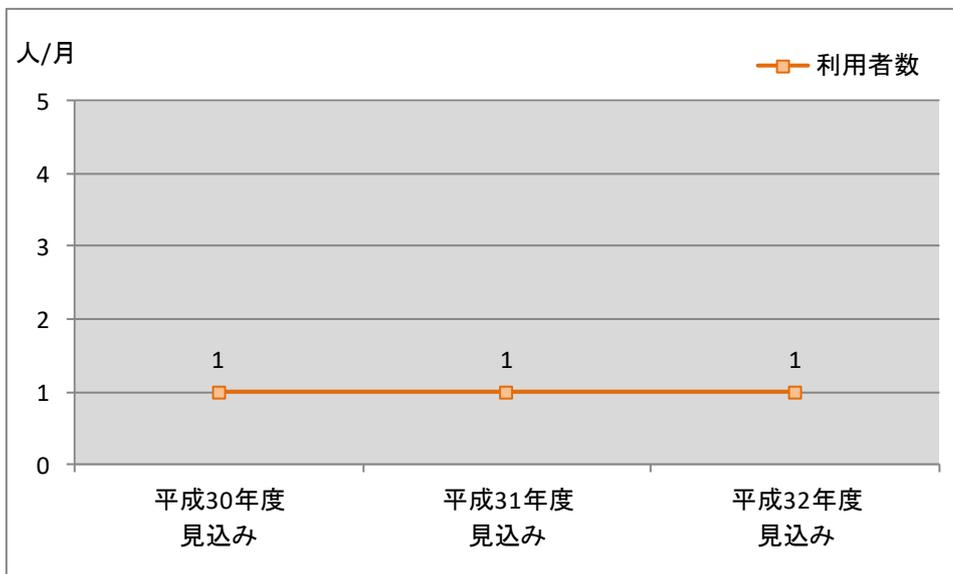
障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）これまで、一般就労への移行実績が平均年1人のため、今後、年1人の利用を見込む。

「就労定着支援」の見込み

	単位	第5期見込量		
		30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	1	1	1



(8) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

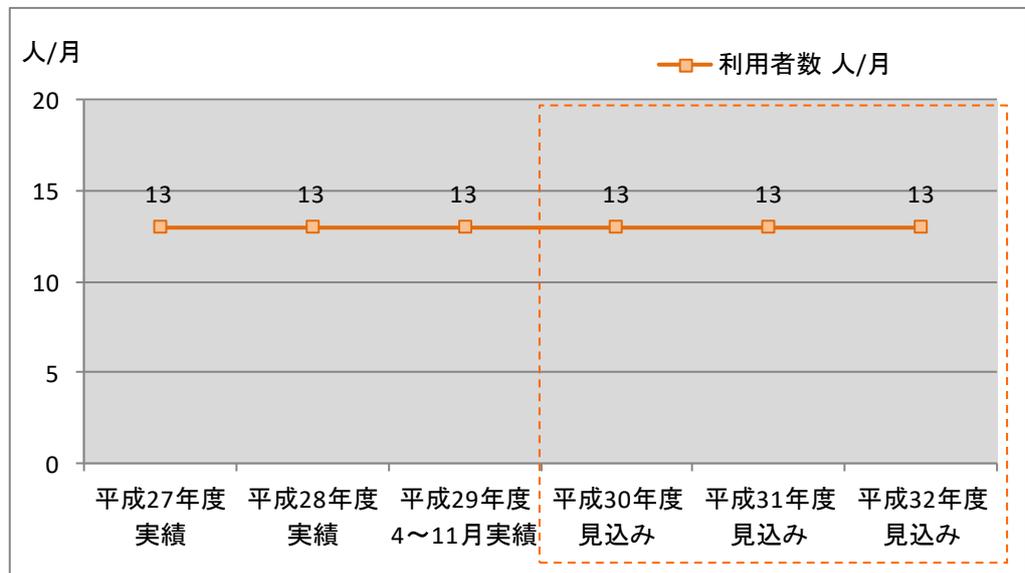
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）今後も利用者数は同様の数が見込まれる。

「療養介護」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	13	13	13	13	13	13

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(9) - 1 短期入所（ショートステイ） 【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

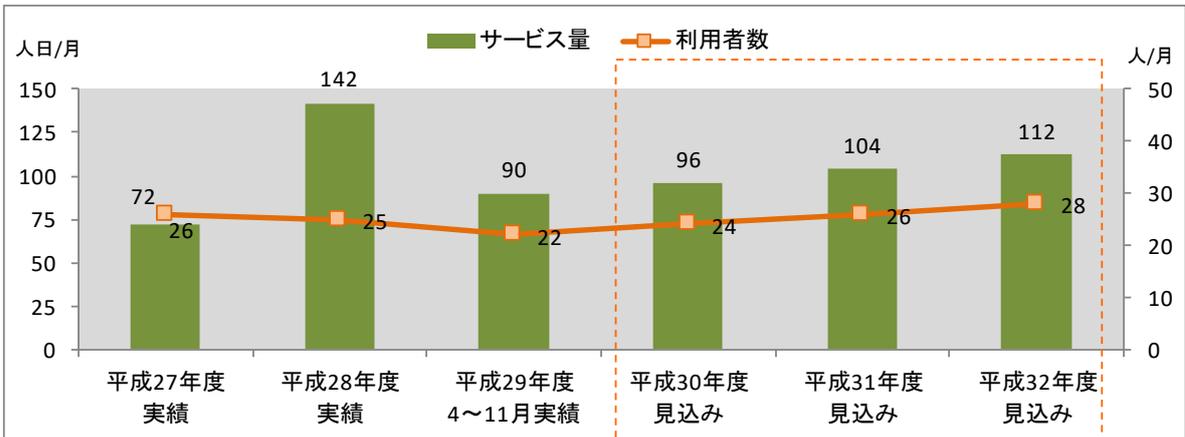
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）3ヶ年の実績は減少しているが、障がい福祉計画策定時のニーズ調査から、介護者のレスパイト等の需要は増加する事が見込まれるため、毎年2名増を見込む。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から一人当たり4日で設定

「短期入所（福祉型）」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	26	25	22	24	26	28
サービス量	人日/月	72	142	90	96	104	112

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(9) - 2 短期入所（ショートステイ） 【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

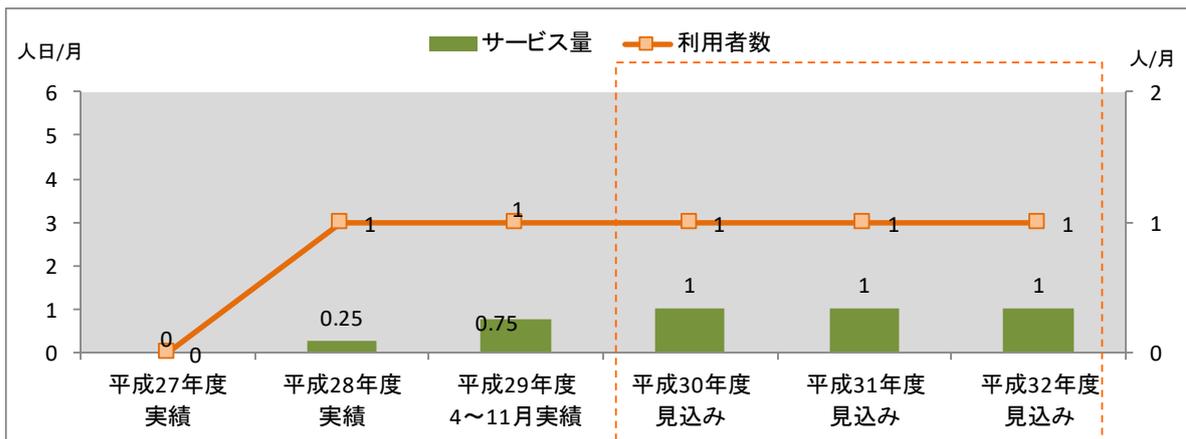
- ・（人）2ヶ年の実績から、今後も利用者数は同様の数が見込まれる。
- ・（人日分）3ヶ月に1回、3泊の利用を見込む。

※平成28年度までは、利用実績なし。

「短期入所（医療型）」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	1	1	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0.25	0.75	1	1	1

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



3. 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス ※平成30年度から新設されるサービス
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

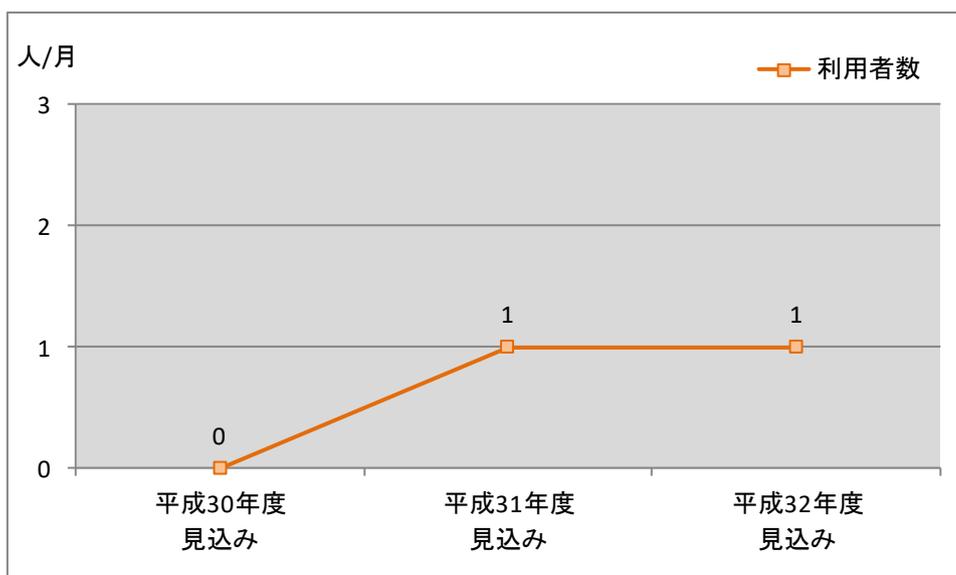
単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

- ・これまでの一人暮らしへの移行実績と、今後の地域移行者を見込む。

「自立生活援助」の実績と見込み

	単位	第5期見込量		
		30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	1	1



(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活の援助を行う。 ※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）と一元化
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

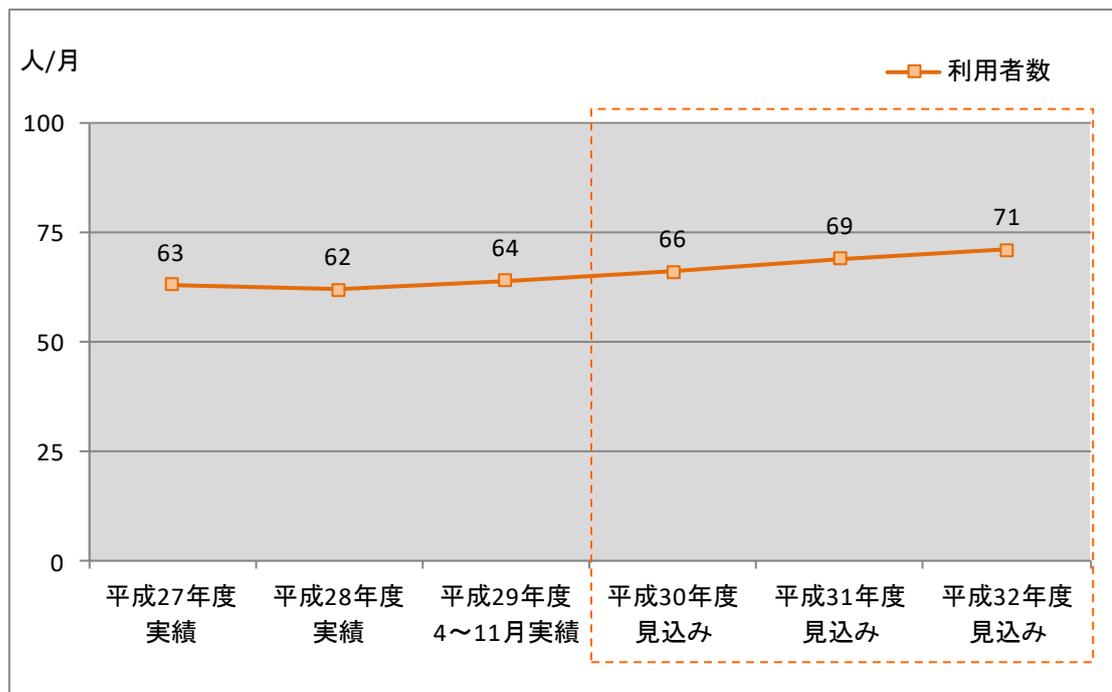
- ・今後も利用者数は同様の数が見込まれるが、そこに地域生活移行者と特別支援学校卒業生を加え、人数を見込む。

※特別支援学校卒業生、H31年度に1名の利用を見込む

「共同生活援助」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	63	62	64	66	69	71

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	-------------------------------------

■必要量見込に関する国の基本指針

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 パーセント以上を削減することとし、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

■第5期計画の見込量における推計方法

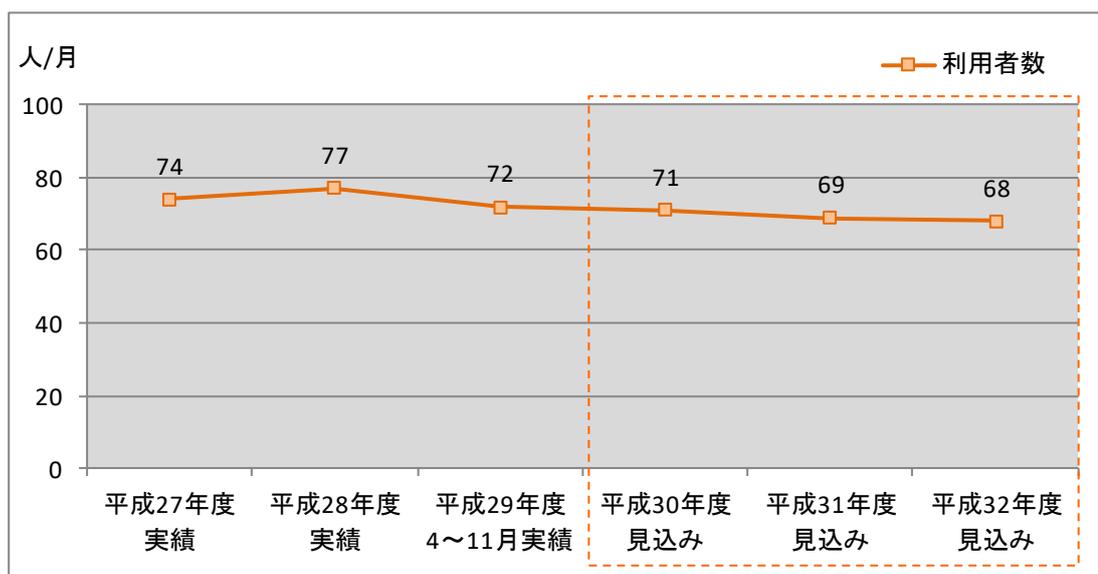
- ・3ヶ年の実績は増減があるが、第5期数値目標を反映させ、毎年度1～2名ずつ減を見込む。

※第5期数値目標：H28年度末の入所者数から2%以上削減

「施設入所支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	74	77	72	71	69	68

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



4. 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行う
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

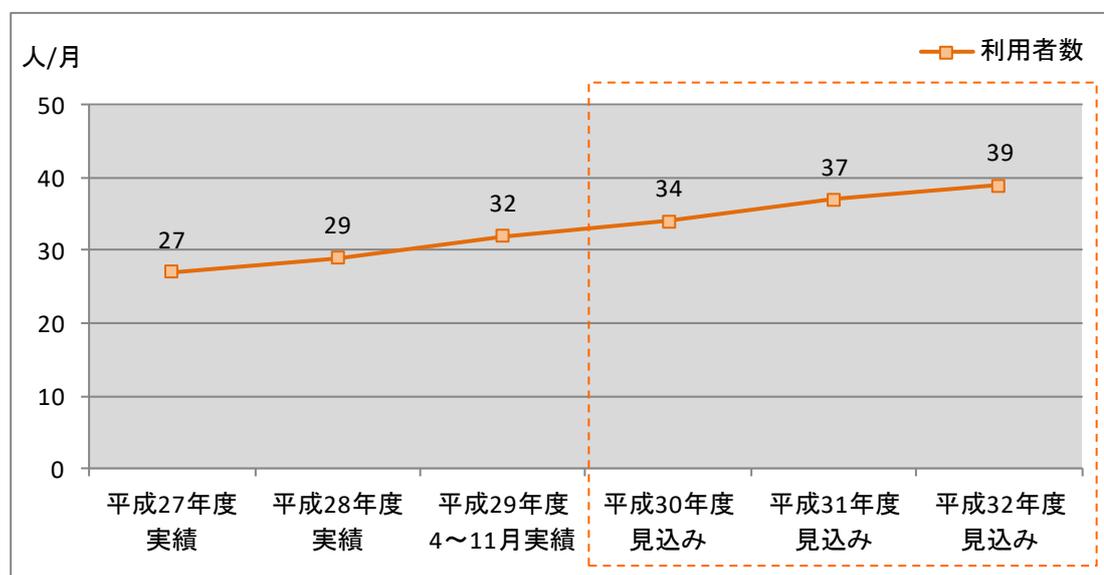
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・3ヶ年の実績に、新規の伸びを見込む。

「計画相談支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	27	29	32	34	37	39

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。

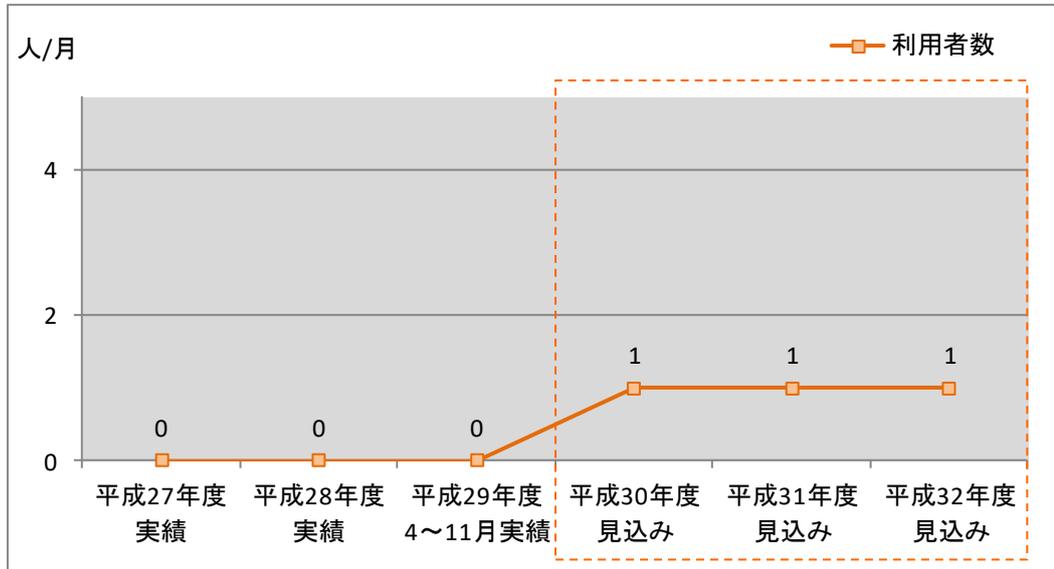
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・3ヶ年の実績はないが、平成25年度、平成26年度に実績あり。今後、施設入所等の地域移行を見据え、毎年1名の利用を見込む。

「地域移行支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行う
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

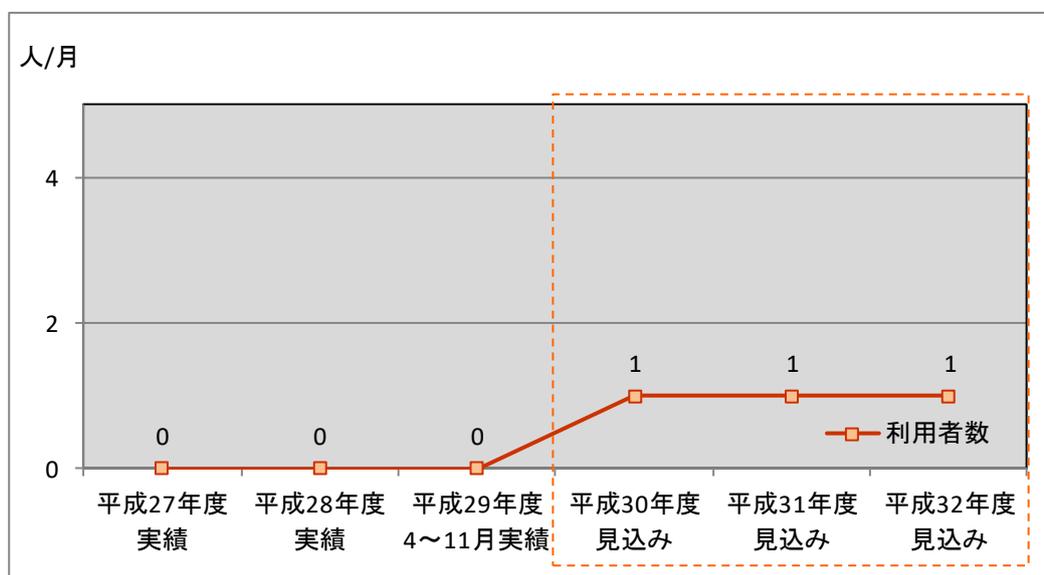
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・これまで利用実績はないが、今後、施設入所者等の地域移行を見据え、毎年1名の利用を見込む。

「地域定着支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



5. 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等の二歳、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

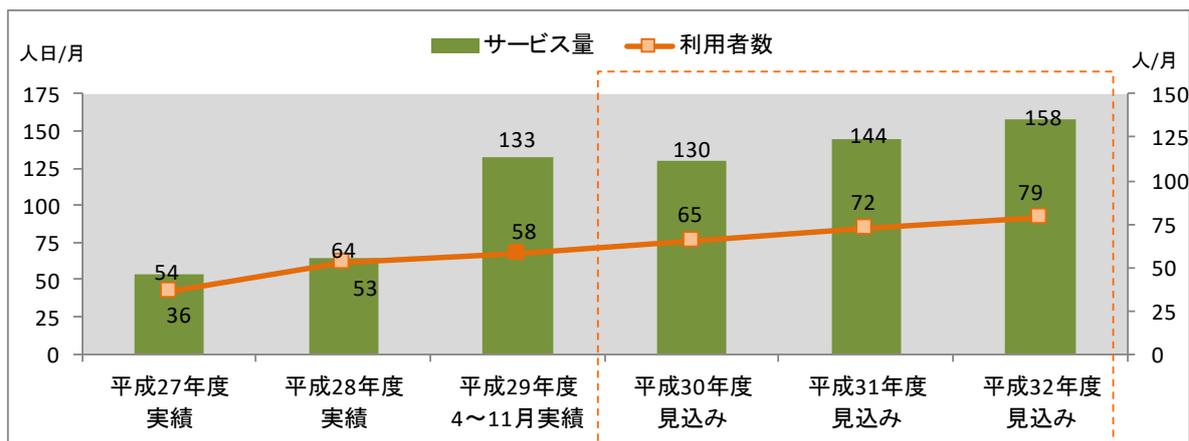
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）3ヶ年の実績の増減から年7人増加ペースとして設定する。
- ・（人日分）3ヶ年の実績から一人当たり2日で設定する。

「児童発達支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	36	53	58	65	72	79
サービス量	人日/月	54	64	133	130	144	158

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

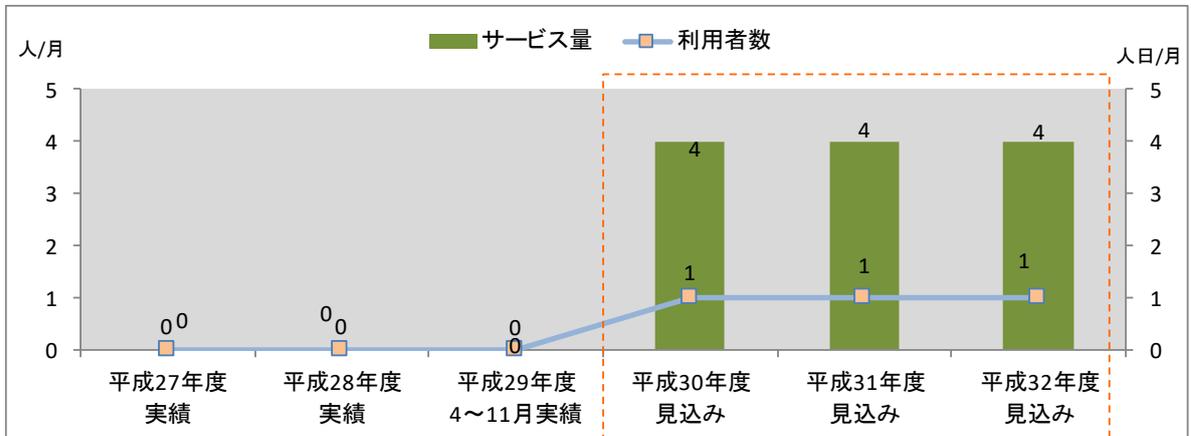
■第5期計画の見込量における推計方法

- これまでの実績はないが、対象児童1名、週1回の利用を見込む。

「医療型児童発達支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	4	4	4

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

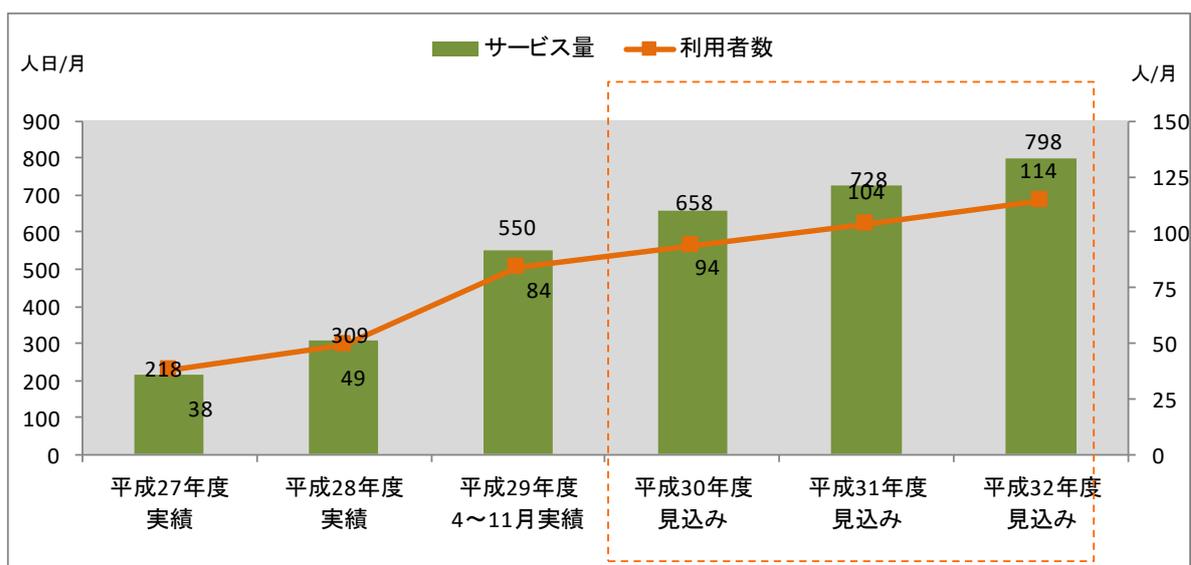
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）今後も利用者数は増加が見込まれ、3ヶ年の実績の増減から年10人増加ペースとして設定する。
- ・（人日分）3ヶ年の実績平均から一人当たり7日で設定する。

「放課後等デイサービス」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	38	49	84	94	104	114
サービス量	人日/月	218	309	550	658	728	798

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(4) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

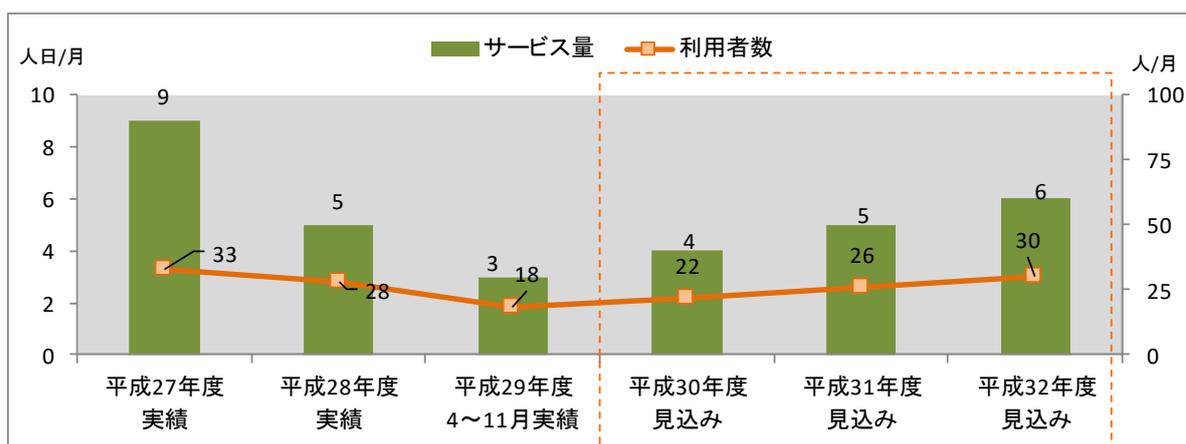
■第5期計画の見込量における推計方法

- ・（人）利用者数は減少傾向にあるが、障害児通所支援全体の利用者数は増加していることから、今後、利用者数の増加が見込まれる。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から一人当たり0.2日で設定する。

「保育所等訪問支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	33	28	18	22	26	30
サービス量	人日/月	9	5	3	4	5	6

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要	<p>重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。</p> <p>※平成30年度から新設されるサービス</p>
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

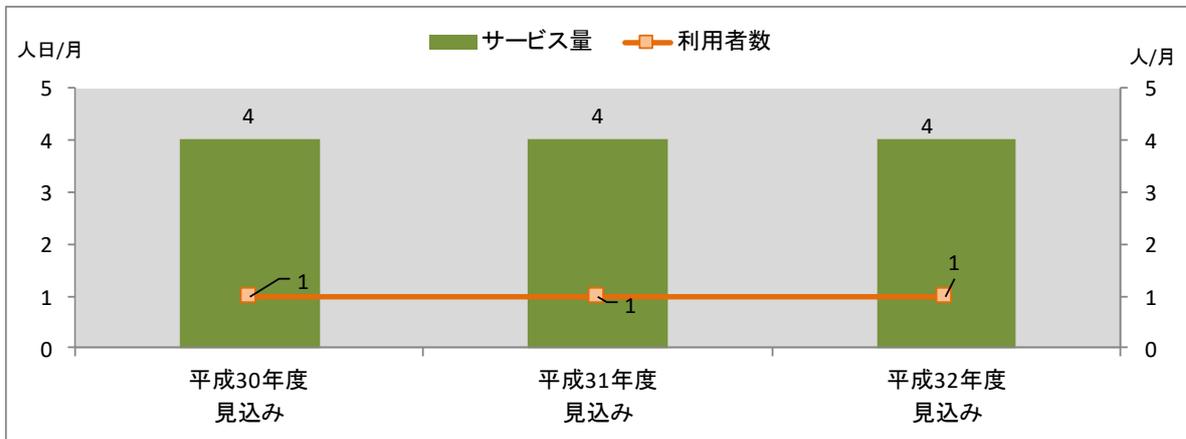
地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

- ・対象児童1名、週1回の利用を見込む。

「居宅訪問型児童発達支援」の見込み

	単位	第5期見込量		
		30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	1	1	1
サービス量	人日/月	4	4	4



6. 障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成する。
---------	--

必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

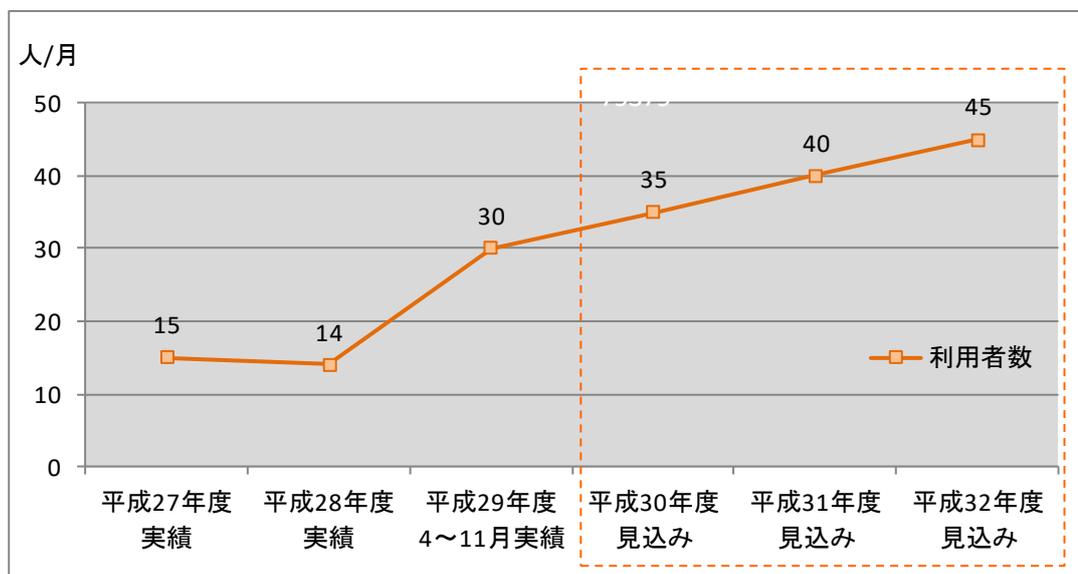
第5期計画の見込量における推計方法

- ・3ヶ年の実績を基に、新規の伸びを見込む。

「障害児相談支援」の実績と見込み

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人/月	15	14	30	35	40	45

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

サービスの概要	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターを配置する。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

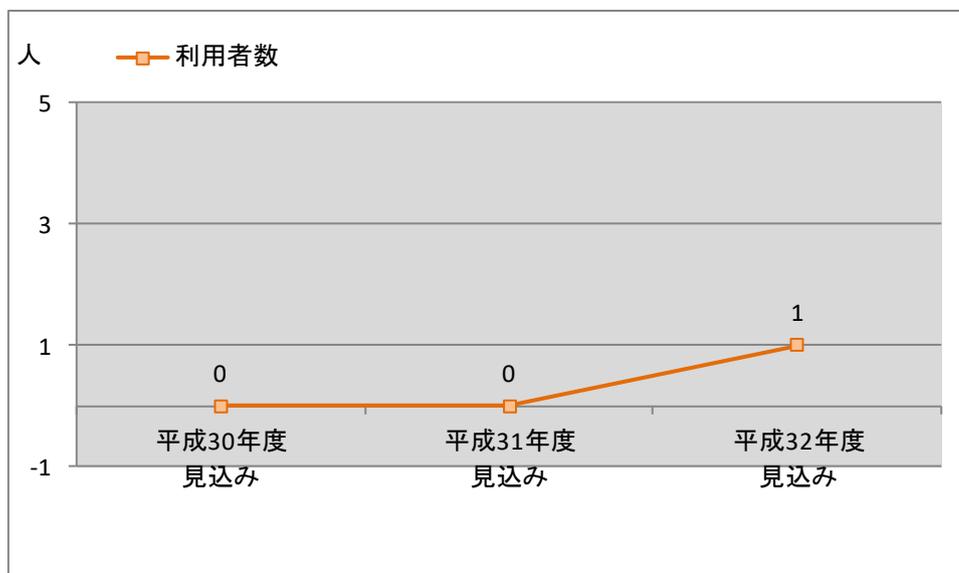
地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

- ・ 計画期間中にコーディネーターの配置を目指す。

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数」の見込み

	単位	第5期見込量		
		30年度	31年度	32年度
配置人数		0	0	1



第 4 章 地域生活支援事業等の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある方の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

(1) 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じて、自立した地域生活を継続していくことができるよう、阿蘇市内3カ所の事業所に委託し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度については、現在、市の窓口において高齢者や障がいのある人などに、成年後見制度利用相談を実施しています。

第5期計画においても成年後見制度の利用促進を図ります。

「相談支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業 (阿蘇圏域)	件/月	207	195	205	234	234	234
成年後見制度利用支援 事業	人/年	1	2	3	3	4	4

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

(3) 意志・疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能などの障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳者を派遣します。第4期計画中には一定のニーズがあり、第5期計画においても同程度の利用が見込まれます。

「意思・疎通支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	人/年	7	4	4	6	6	7
	件/月	4	2	2	4	4	6

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

(4) 日常生活用具給付事業

障がいのある人に、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

「日常生活用具費支給事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	件/年	196	180	195	200	200	205

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。第4期計画期間内でも一定の利用があり、第5期計画においては、利用者数、利用量とも増加が見込まれます。

「移動支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	時間/月	43	43	50	50	52	54

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動や支援を行っています。第4期計画期間内では、利用者数が減少傾向にありますが、今後、更に周知や利用促進を行い、利用者数、利用量とも増加を見込みます。

「地域活動支援センター事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施か所数	人日/月	89	86	75	80	82	85

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

(7) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問によって居宅で入浴サービスを提供します。毎年度、一定のニーズがあり、第5期計画においても、同程度の利用が見込まれます。

「訪問入浴サービス事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	2.2	3.5	3	4	4	4
	人日/月	17	23	20	28	28	28

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

(8) 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場の確保と、障がいのある人等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業です。毎年度、一定のニーズがあり、第5期計画においても、同程度の利用が見込まれます。

「日中一時支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	14	14	15	15	15	15
	人日/月	76	70	80	80	80	80

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

(9) 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

「自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業」は、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。第5期計画においても、同程度の利用が見込まれます。

「自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	件/年	2	2	2	2	2	3

※平成29年度の実績は、平成29年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

第 5 章 サービス見込量等確保のための方策

(1) 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障がいのある方の障がいの状態や多様なニーズに応じてサービスが選択できるような提供体制を目指し、障害福祉サービスの基盤を整備していきます。

また、サービスの質の確保、向上を目指すとともにサービス提供に係る安全性を確保していきます。

(2) 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、平成 26 年度で経過措置期間が終了し、平成 27 年度からサービスの支給決定に対し義務化されました。今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある子どもについては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保します。また、教育・保育等との関係機関とも連携を図り、障がいのある子ども及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築に向け、障害児通所支援の充実に計画的に取り組みます。

(4) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障がいのある方の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続するとともに、事業のあり方などを適宜検討し充実に努めます。

(5) 障がい者の就労支援

障がいのある方が働き続けられる環境づくりを推進するため、公共職業安定所や障害者職業センター等の関係機関と連携して、就労・生活支援を実施します。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るとともに、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大します。また、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

第 6 章 計画の推進

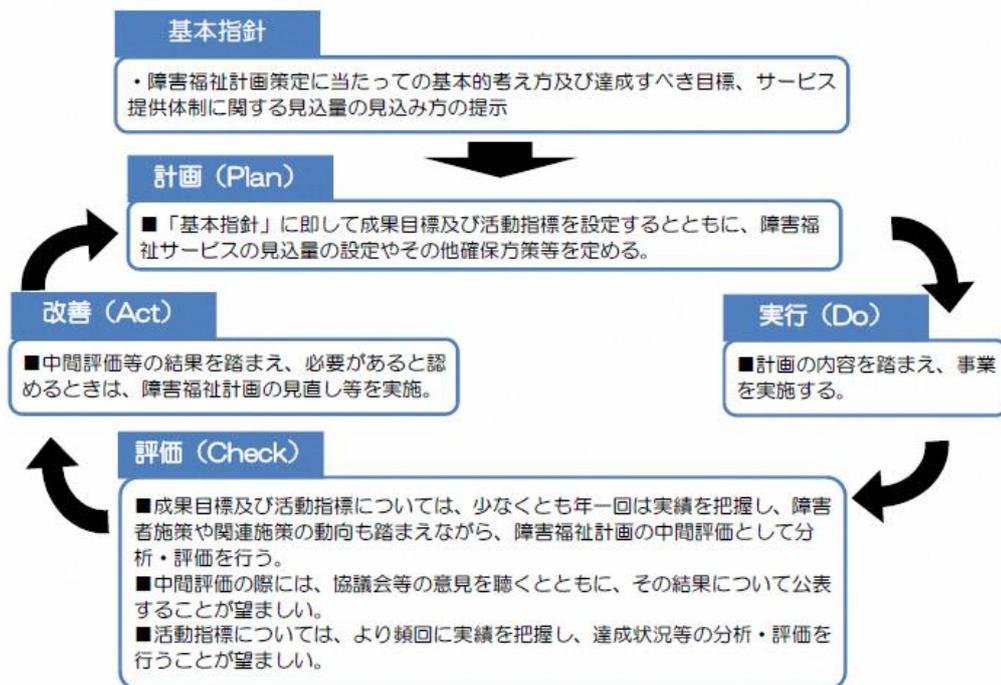
1. 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の見直し）

計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクル※により計画の進行管理を行います。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

本計画の進行管理については、定期的に関催する阿蘇市障がい者福祉計画策定委員会の意見を聞きながら、計画の進行状況の把握や見直しに努めます。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

*PDCAサイクル…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの。